

7月は「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」です。

不適正な質問にNO! 就職差別をなくそう

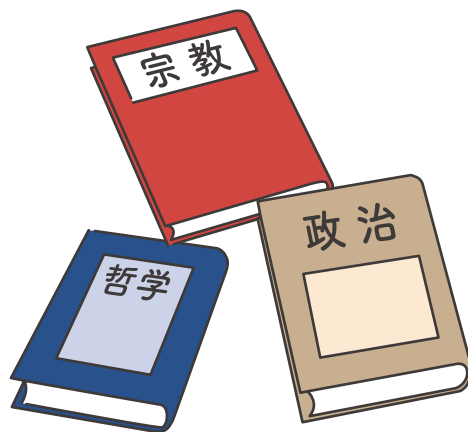
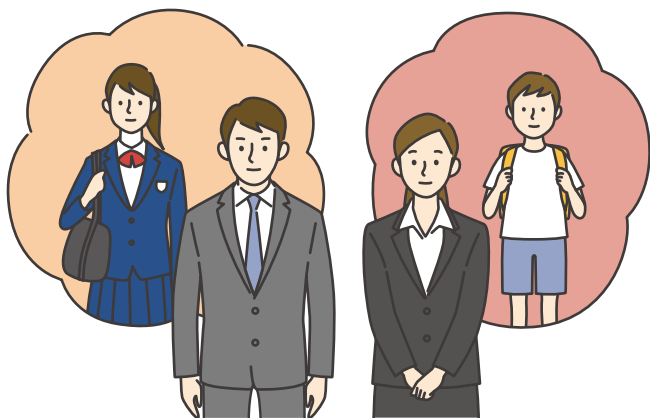
「就労」は、自らの生活を支え、社会参加の基本となる活動であり、毎日の生活や人生をより豊かにすることができる重要な意義をもっています。

しかし、採用選考の面接などにおいて、応募者が企業から就職差別につながるおそれのある不適正な質問を受けるケースが発生しています。

面接時の不適正な質問の例

✕ 兄弟姉妹はいますか?

✕ 印象に残っている本は何ですか?



本人に責任のない事項

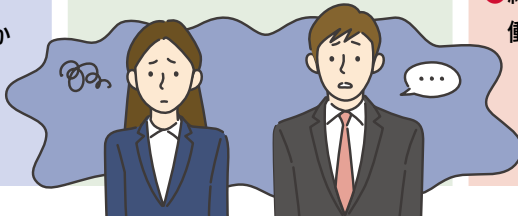
- 本籍や帰省先はどこですか
- ご両親の出身地はどこですか
- 家族の職業を教えてください
- 自宅は〇〇駅のどちら側ですか

本来自由であるべき事項

- 信仰する宗教は何ですか
- 尊敬する人は誰ですか

その他

- 結婚の予定はありますか
- なぜ進学しないのですか
- 結婚、出産しても働き続けられますか



本人の適性・能力とは関係のない質問なのだー

企業は、応募者の基本的人権を尊重し、本人の適性・能力に基づいた基準により採用選考を行うことが求められています。上記事項は、本人の適性・能力に関係のないものです。

本籍や出身地の把握は、特定の地域の出身者を不採用にするなどの差別につながるおそれがあります。また、本来自由であるべき思想・信条や宗教、人生観を採用選考の場に持ち込むことは、応募者の人権を侵害することになります。

企業側が、応募者の緊張を和らげるために答えやすい話題として聞いたことでも、把握したことが採否に影響を与え、結果的に就職差別につながるおそれがあります。



滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」